

令和7年度

あなたも「特認校」で学んでみませんか

～市内どこからでも「特認校」へ通学できます～

児童が通学する学校は、通常は教育委員会が定めた通学区域により指定しています。

甲賀市の「特認校制度」とは、従来の通学区域は残したままで、特色ある教育を推進している児童数のきわめて少ない学校を「特認校」に指定し、その魅力ある教育活動のなかで「児童を学ばせたい」、「学びたい」という保護者・児童に対して、市内全域から就学を認めるものです。

甲賀市では、次の3校を特認校に指定しています。

特認校に指定する小学校

特 認 校	所 在 地		電話番号
甲南第三小学校	〒520-3305	甲賀市甲南町野川840番地	86-2038
朝 宮 小学校	〒529-1842	甲賀市信楽町下朝宮268番地	84-0003
多羅尾 小学校	〒529-1821	甲賀市信楽町多羅尾2012番地	85-0004

■対象者・要件

- 市内に住所があり、市内の小学校就学予定児童及び現在市内小学校在学児童。
- 保護者の責任において通学できる児童。（自動車での送迎又は公共交通機関利用）
- 特認校の教育内容について理解・賛同し、PTA活動・行事等にも積極的に参加・協力できること。
- 1年以上の通年通学ができること。

■申し込み要領

まずは、各特認校へ電話でお問い合わせください

①学校見学

希望される特認校をまずご理解いただくためにも、児童同伴で見学していただき、校長との話し合いを行ってください。（希望校へ前もって電話等で見学の申し込みを行い、学校見学の日時を決定してください。）

②学校見学を行った後、就学を希望される場合は、「特認校就学申請書」を当該特認校、または市教育委員会学校教育課へご提出ください。

「特認校就学申請書」は、各小学校、及び教育委員会学校教育課（甲賀市役所4階）に備えてあります。

■審査

各特認校において、校長との面接後、就学の条件、申し込みの状況、学校の受け入れ体制等を考慮し、市教育委員会が提出された申請書を審査し、1月末日までに決定の通知をします。

■特認校就学の取り消し

就学を許可した後、申請の事実と異なった場合や、特認校就学の趣旨にそぐわない場合は、特認校の就学を取り消します。また、就学している特認校が休校等により、就学ができなくなる場合においては、当該特認校就学を取り消します。

申し込み受付期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月10日（金）

但し、土・日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/5）は除きます。

問い合わせ先

制度・手続き

甲賀市教育委員会事務局学校教育課

TEL 69-2243 メールアドレス koka30101200@city.koka.lg.jp

学校見学
教育内容

それぞれの特認校へお問い合わせください。